

契 約 書 (案)

1. 件 名 平成28年度パーソナルコンピュータ110台借上・保守(単価契約)
2. 履 行 期 間 平成28年10月 1日から
平成32年 9月30日まで
3. 契 約 金 額 別紙のとおり
4. 対 象 物 品 別紙のとおり
5. 履 行 場 所 ①茨城県つくば市南原1-6 国立研究開発法人土木研究所
②新潟県妙高市錦町2丁目6-8
国立研究開発法人土木研究所 雪崩・地すべり研究センター
6. 契約保証金 免 除

上記の賃貸借について、発注者 契約職 国立研究開発法人 土木研究所 理事長 魚本健人と 受注者 とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

第 1 条 受注者は、この契約に定めるもののほか、別紙の仕様書に従い、受注者の所有物である契約対象物品（以下「物品」という。）を発注者の使用に供するものとし、発注者は、その給付の対価として、受注者にその代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 発注者及び受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

(管理義務)

第 3 条 発注者は、物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 物品が発注者の故意又は過失によって損害を受けた場合、受注者は、その損害賠償を発注者に対して請求できるものとする。

(管理主任者)

第 4 条 発注者は、物品の管理主任者を定めたときは、書面によりその官職又は氏名を受注者に通知しなければならない。

(設置場所の変更)

第 5 条 発注者は、物品の設置場所を変更するときは、あらかじめ受注者に通知し、受注者の承諾を得るものとする。

(天災不可抗力による損害)

第 6 条 天災その他不可抗力によって物品に損害が生じたときは、受注者は、速やかにその回復措置を講じなければならない。この場合において、これらの復旧に要する費用は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(かし担保)

第 7 条 発注者は、当該物品にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてこれを補修し又は代品に替え若しくは、損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの補修、又は代品に替え若しくは、損害賠償の請求は賃貸借開始の日から起算して1年以内に、これを行わなければならない。

(契約内容の変更等)

第 8 条 発注者又は受注者は、この契約内容を変更する必要がある場合は、契約を変更することができる。この場合、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(発注者の解除権)

第 9 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

一 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められたとき。

二 第10条の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。

三 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 発注者は、前項に規定する場合のほか必要があるときは契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、履行期間のうち契約を解除した日以降の期間に相応する契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
- 4 第2項の規定により契約が解除され、受注者に損害を生じさせた場合、受注者は発注者に対してその損害賠償を請求できるものとする。

(受注者の解除権)

第10条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

(履行の確認)

- 第11条 受注者は、毎月、物品の稼働について発注者の確認を受けなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を求められたときは、その日から起算して10日以内に確認のための検査を完了し、履行確認を行うものとする。

(代金の請求及び支払)

- 第12条 受注者は、前条第2項の履行確認を受けたときは、書面により発注者に代金の請求をすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責に帰すべき理由により前項の規定による代金の支払いが遅れた場合、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.8%の割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
 - 4 受注者の責により、発注者の業務に支障が生じた場合は、発注者は、その時間に相当する金額を控除した代金を受注者に支払うものとする。

(第三者に及ぼした損害)

- 第13条 この契約の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次の各号に定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。
- 一 発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者の負担とする。
 - 二 受注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、受注者の負担とする。
 - 三 天災地変その他不可抗力により生じたものについては、発注者と受注者とが協議して定める。

(賠償金等の徴収)

- 第14条 受注者がこの契約に基づく損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に納付しないときは、発注者は、その納付しない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者が支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(装置の返還)

第15条 発注者は、履行期間終了又はこの契約が解除になった場合は、物品を速やかに受注者に返還しなければならない。

2 受注者は、装置の返還に際して受注者の費用負担において、これに立ち合うものとする。

(保守サービス)

第16条 受注者は発注者に対して、発注者の責に帰すべからざる事由により、リース期間中に物件に性能的障害が生じた場合、無償にて修理し、または物件を取り替えるものとする。

2 前項において、修理または取り替える際には出来るだけすみやかに当該物件を回収し、修理完了後、発注者は遅滞なく納品検査をするものとする。

(秘密の保持)

第17条 受注者は、この契約により知り得た発注者の業務上の知識、秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(補 則)

第19条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 茨城県つくば市南原 1 番地 6
契約職
国立研究開発法人土木研究所
理 事 長 魚 本 健 人

受注者